

指 導 検 査 基 準（指定保育所等訪問支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方（観 点） | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|----------|---|---|-------------------------------------|
| 第 1 基本方針 | | | |
| 1 一般原則 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> | <p>市条例 6 第 3 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 3 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 4 項</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---|---|--|-------------------------------------|
| 2 基本方針 | <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。</p> <p>(7) 指定保育所等訪問支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p> | <p>市条例 6 第 3 条第 5 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 6 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 7 項</p> <p>市条例 6 第 98 条</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の配置の基準</p> <p>2 管理者</p> | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)のイに掲げる児童発達支援管理責任者のうち 1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、1の(1)のアに掲げる訪問支援員及びイに掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> | <p>児福法 第 21 条の 5 の 19 第 1 項</p> <p>市条例 6 第 99 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 99 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 100 条 準用(第 7 条)</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|--|--|--|--|
| <p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p> | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> | <p>児福法 第21条の5の19第2項</p> <p>市条例6 第101条 準用(第93条第1項)</p> <p>市条例6 第101条 準用(第93条第2項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、38に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容</p> <p>ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超過していないか。</p> | <p>児福法 第21条の5の19第2項</p> <p>市条例6 第102条 準用(第12条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第12条第2項)</p> <p>社会福祉法 第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則 第16条第2項</p> <p>障発0330第12通知 第七3(1)準用(第三3(2))</p> <p>市条例6 第102条準用(第13条第1項)</p> <p>障発0330第12通知 第七3(1)準用(第三3(3))①</p> <p>市条例6第102条 準用(第13条第2項)</p> | <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|-----------------------|---|--|----------------------------|
| 3 提供拒否の禁止 | <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) (1) から (3) までの規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由なく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 正当な理由とは、次の場合等をいう。 ア 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 イ 入院治療の必要がある場合 ウ 当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難な場合</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 13 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 13 条第 4 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条準用(第 14 条) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(4))</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| 4 連絡調整に対する協力 | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条準用(第 15 条) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(5))</p> | <p>C</p> |
| 5 サービス提供困難時の対応 | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 16 条)</p> | <p>C</p> |
| 6 受給資格の確認 | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 17 条)</p> | <p>C</p> |
| 7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 18 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 18 条第 2 項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---|---|---|----------------------|
| 8 心身の状況等の把握 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 19 条) | C |
| 9 指定障害児通所支援事業者等との連携等 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 20 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 20 条第 2 項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |
| 10 サービスの提供の記録 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 21 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(10)①)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 21 条第 2 項)</p> | <p>B又はC</p> <p>C</p> |
| 11 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。ただし、37 の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 22 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(11))</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 22 条第 2 項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---------------------|---|-------------------------------------|---------|
| 12 通所利用者負担額に係る管理 | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定保育所等訪問支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定保育所等訪問支援を提供した指定保育所等訪問支援事業者に通知しているか。</p> | 市条例 6 第 102 条 準用(第 24 条) | C |
| 13 障害児通所給付費の額に係る通知等 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、37 の (2) の法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p> | 市条例 6 第 102 条 準用(第 25 条第 1 項) | B 又は C |
| 14 指定保育所等訪問支援の取扱方針 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、15 の (1) に規定する保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>支援上必要な事項とは、保育所等訪問支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p> | 市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 1 項) | C |
| 15 保育所等訪問支援計画の作成等 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> | 市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 1 項) | C |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|-----|--|---|---|
| | <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、当該保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する保育所等訪問支援計画の変更について準用しているか。</p> | <p>市条例6 第102条 準用(第27条第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第3項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第4項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第5項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第6項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第7項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第8項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第9項)</p> <p>市条例6第102条 準用(第27条第10項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|-------------------------|---|--|--------------------------|
| 16 児童発達支援管理責任者の責務 | 児童発達支援管理責任者は、15に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 17に規定する相談及び援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 市条例6 第102条 準用(第28条) | C |
| 17 相談及び援助 | 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 市条例6 第102条 準用(第29条) | B又はC |
| 18 指導、訓練等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。 (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。 (5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 | 市条例6 第102条 準用(第30条第1項) 市条例6 第102条 準用(第30条第2項) 市条例6 第102条 準用(第30条第3項) 市条例6 第102条 準用(第30条第4項) 市条例6 第102条 準用(第30条第5項) | C B又はC C C C |
| 19 社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | 市条例6 第102条 準用(第32条第1項) 市条例6 第102条 準用(第32条第2項) | B B |
| 20 緊急時等の対応 | 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 市条例6 第102条 準用(第34条) | C |
| 21 通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 市条例6 第102条 準用(第35条) | B又はC |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---------------|--|--|---------|
| 22 管理者の責務 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 36 条第 1 項) | B 又は C |
| | (2) 指定保育所等訪問支援事業者の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に市条例 6 第 6 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 36 条第 2 項) | C |
| 23 勤務体制の確保等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。 | 市条例 6 第 102 条準用 (第 38 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27)①) | C |
| | (2) 指定保育所等訪問支援事業所は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことが認められる。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27)②) | C |
| | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27)③) | B 又は C |
| | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 4 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27)④) | C |
| 24 業務継続計画の策定等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 1 項) | B |
| | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 2 項) | B |
| | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 3 項) | B |
| 25 安全計画の策定等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定保育所等訪問支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定保育所等訪問支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 2 第 1 項) | B |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|--------------|--|---|--|
| 26 衛生管理等 | <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するよう努めているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 ア 当該指定保育所等訪問支援における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> | <p>市条例6 第102条 準用(第40条の2第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第40条の2第3項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第40条の2第4項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第41条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第41条第2項)</p> | <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> |
| 27 掲示 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 掲示が著しく困難な場合は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p> | <p>市条例6 第102条 準用(第43条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第43条第2項)</p> | <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> |
| 28 身体的拘束等の禁止 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> | <p>市条例6 第102条 準用(第44条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第44条第2項)</p> | <p>C</p> <p>B又はC</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|-------------|---|--|---------------------------------|
| 29 虐待等の禁止 | <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 4 項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |
| 30 秘密保持等 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>ア 当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 45 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 45 条第 1 項)</p> | <p>C</p> <p>C</p> |
| 31 利益供与等の禁止 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 3 項)</p> | <p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p> |
| 31 利益供与等の禁止 | <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> | <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 49 条第 1 項)</p> | <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---|--|---|---------|
| 32 苦情解決 | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 49 条第 2 項) | C |
| | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 1 項) | B 又は C |
| | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 2 項) | C |
| | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、提供した指定保育所等訪問支援に関し、児福法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 3 項) | C |
| | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村長に報告しているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 4 項) | C |
| | (5) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 5 項) | C |
| | 指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 51 条第 1 項) | B 又は C |
| | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 53 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(41)①) | C |
| | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 53 条第 2 項) | C |
| | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 53 条第 3 項) | C |
| (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3) の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。 | 市条例 6 第 102 条 準用(第 53 条第 4 項) | B 又は C | |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|--|---|--|------------------------|
| 40 運営規程 | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域 カ 指定保育所等訪問支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等における対応方法 ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>コ その他事業の運営に関する重要事項</p> | 市条例 6 第 102 条 準用(第 96 条) | B 又は C |
| <p>第 5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p> | <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定保育所等訪問支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。)</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。)</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> | <p>児福法 第 21 条の 5 の 20 第 3 項 児福法施行規則 第 18 条の 35 第 1 項第 5 号 児福法施行規則 第 18 条の 30 第 1 項</p> <p>児福法 第 21 条の 5 の 26 第 1 項 児福法 第 21 条の 5 の 18 第 3 項 児福法施行規則 第 18 条の 37</p> | <p>B 又は C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---|--|---|----------------------|
| | <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者(指定障害児通所支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者)は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>ア 業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。</p> <p>(ア) 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>(ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要((1)のイ及びウに掲げる者に限る。)</p> <p>(エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要((1)のウに掲げる者に限る。)</p> <p>イ アの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、届け出ているか。</p> | <p>児福法 第21条の5の26第2項 児福法施行規則 第18条の38第1項</p> <p>児福法施行規則 第18条の38第2項</p> | <p>C</p> <p>B又はC</p> |
| <p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 保育所等訪問支援給付費</p> | <p>(1) 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」第5により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第4の15の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(ア) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>(イ) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>イ 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93</p> <p>ウ 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める割合</p> | <p>児福法 第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122一 平24厚労告128</p> <p>平24厚労告122二</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1 平24厚労告122 別表第5の1の注1の2 平24厚労告269 十二の二準用(十二) 平24厚労告122 別表第5の1の注2</p> | <p>C</p> <p>C</p> |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|---|--|---|----------------------|
| 3 初回加算 4 家庭連携加算 5 利用者負担上限額管理加算 6 福祉・介護職員処遇改善加算 | <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 注 3 | |
| | <p>(4) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第 4 の 28 (3) 又は (4) に規定する基準に適合していない場合は、1日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 注 4 | |
| | <p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 注 4 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 2 の 注 | B 又は C B 又は C |
| | <p>指定保育所等訪問支援事業所において、第 2 の 1 の規定により、指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき 2 回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算しているか。</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 3 の 注 | B 又は C |
| | <p>指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第 4 の 12 の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 2 の 注 | B 又は C |
| | <p>「厚生労働大臣が定める基準」の十一に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数</p> | 平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 3 の 注 平 24 厚 労 告 270 十一準用 (二) 障 発 0330 第 16 通 知 第 二 2 (5) ⑥ 準 用 ((1) ⑯) | B 又は C B 又は C |

| 項 目 | 基 本 的 な 考 え 方 (観 点) | 根 拠 法 令 | 評 価 区 分 |
|-----------------------|---|---|---------|
| 7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 「厚生労働大臣が定める基準」の十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、2から5までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平 24 厚 労 告 122 別表第5の4の注 平 24 厚 労 告 270 十二準用(十の三) 障 発 0330 第 16 通 知 第 2 (5) ⑥ 準 用 ((1) ⑯) | B 又 は C |
| 8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 「厚生労働大臣が定める基準」の十二の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、2から5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平 24 厚 労 告 122 別表第5の5の注 平 24 厚 労 告 270 十二の二準用(三の二) 障 発 0330 第 16 通 知 第 2 (5) ⑦ 準 用 ((1) ⑰) | B 又 は C |